

長生村電子調達システム運用基準

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、長生村電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令又は長生村財務規則（昭和59年長生村規則8号）及び長生村電子入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 長生村電子調達システム

長生村の発注する工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービス及び資格申請システムをもって構成する。

なお、長生村電子調達システムは、「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して処理するシステムをいう。

(3) 入札情報サービス(PPI)

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

(4) 資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(5) 入札参加資格者名簿

長生村建設工事等入札参加業者資格者名簿をいう。

(6) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(7) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び入札金額内訳書等を使用して行う入開札事務をいう。

(8) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(9) 紙入札業者

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び入札金額内訳書等を使用して行う入札参加者をいう。

(10) 発注機関

案件を発注する長生村をいう。

(11) ICカード

ちば電子調達システムを利用できる認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と発注機関の双方でICカードを使用し情報のやり取りを行う。

インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために利用する。

(12) 電子くじ

電子入札システムにおいて、くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する機能をいう。

2. 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコスト縮減を図るとともに、発注機関における入札・契約事務のより一層の透明性を図るものとする。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものとする。

システムは、発注機関で案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ちば電子調達システムを利用できる認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子証明書を格納したICカード（以下「ICカード」という。）を取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

注：電子証明書とは、情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用する。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

2-4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ長生村が指定及び公表する、工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあつては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2-5 入札情報サービスについて

入札情報サービスは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するシステムであり、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札機会享受の平準化と、情報を村民に広く公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものとする。

2-6 資格申請システムについて

資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格登録を行うシステムであり、書類作成及び長生村役場来庁負担軽減等を図るものとする。

2-7 システムに関する問い合わせについて

長生村は、電子入札システムを利用する利用者に対し、円滑にシステムを運用するため、ちば電子調達システムサポートデスクを利用するものとする。

ちば電子調達システムサポートデスクの受付時間は、県の休日（千葉県の休日に関する条例を参照）を除く平日9：00から17：00とする。

なお、17：00以降の受付は、電子メールとし、回答は翌日以降に行うものとする。

2-8 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービス、及び資格申請システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は、次のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービス	資格申請システム
受注者	8：00～24：00	0：00～24：00	8：00～24：00
	(県の休日も含む)		

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、長生村入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。以下同じ。）とする。

ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 ICカードの複数枚の登録について

入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

入札参加者は、ＩＣカードの有効期限切れが間近の場合、ＩＣカードの更新を行うものとする。

また、ＩＣカードの更新は、旧ＩＣカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ＩＣカードは、「ＩＣカード企業名称」「ＩＣカード取得者氏名」「ＩＣカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ＩＣカードと一致するものとする。

ＩＣカードの更新後、旧ＩＣカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

３－１－６ ＩＣカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、ＩＣカードが失効となるため、速やかに認証局へＩＣカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ＩＣカードがロックした時（ＩＣカード用ＰＩＮの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ ＩＣカード企業名称
 - ・ ＩＣカード取得者氏名
 - ・ ＩＣカード取得者住所
 - ・ 所属組織の本店所在地（登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）
- ⑦ 利用者が退職した時

３－１－７ 入札参加中のＩＣカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一のＩＣカードを使用し、開札予定日前にＩＣカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

３－１－８ 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）用に使用できるＩＣカードは、特定ＪＶの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のＩＣカードとする。

３－２ 対象入札案件の取扱いについて

３－２－１ 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は、一般競争入札の電子入札案件について、競争入札参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。

入札参加希望者は、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な時間余裕をもって、競争入札参加資格確認申請書等を提出するものとする。

3-2-2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、競争入札参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

長生村の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、長生村ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-4 案件が変更された場合について

長生村の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、長生村ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-5 案件が取り消しされた場合について

長生村の都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争入札参加資格確認申請書、入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、長生村ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-3 競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

競争入札参加資格確認申請書等の必要書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc、docx
2	Microsoft Excel	xls、xlsx
3	PDFファイル	pdf
4	テキストファイル	txt
5	画像ファイル	jpeg、gif

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIPまたはLZH形式に限定し、自己解凍形式（EXE形式）は無効とする。

3-3-3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について

添付する書類のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な書類にあつては、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

- ① 電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面を印刷したもの及び当該提出に必要な書類一式を同封の上、封筒の表に件名及び入札日を朱書きして提出するものとする。
- ② 郵送にあたっては、配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。
- ③ 提出期限は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの参加申請書受付締切日時と同一とし、期限内必着とする。
- ④ 提出先は、公告文記載の入札執行課とする。

なお、郵送等により提出する場合は、電子入札システムによる方法と郵送等による方法により分割して必要書類一式を提出することは認められないので注意するものとする。

長生村は、必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

添付することが困難な書類の例示

- ① 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
- ② 図面を添付する必要がある調達案件において、当該図面サイズが大きく電子化することが困難なもの

3-3-4 必要書類の再提出について

競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに入札執行課に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

3-3-5 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウイルス感染があった場合、長生村は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

※ 3-2-1 から 3-3-5 の基準について、事後審査方式により入札を執行する場合における競争入札参加資格審査申請書等の取り扱いはこの限りでない。

3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。

ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札と同一とする。

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ長生村が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締め切るものとする。

以降、長生村は、いかなる場合においても入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時から相当な時間余裕をもって、入札書を提出するものとする。

3-4-3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

長生村の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し、日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

また、長生村ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は、最新の情報に留意するものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合は、開札予定日時前までに電話等で入札を辞退する旨を入札執行課まで連絡のうえ、辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3-4-5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 入札金額内訳書の取扱いについて

3-5-1 入札金額内訳書の添付について

入札金額内訳書は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。入札金額内訳書は、「案件名称」及び「商号又は名称」を記載したものを表紙とすることとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc、docx
2	Microsoft Excel	xls、xlsx
3	PDFファイル	pdf
4	テキストファイル	txt
5	画像ファイル	jpeg、gif

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-5-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIPまたはLZH形式に限定し、自己解凍形式（EXE形式）は無効とする。

3-5-3 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

添付する入札金額内訳書のサイズが合計3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合にあつては、郵送等で提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して

電子ファイルで送信した後、次の手順により郵送等で提出するものとする。

- ① 二重封筒とし、中封筒に入札金額内訳書を入れ、その表に入札金額内訳書在中の旨並びに件名を記入すること。
- ② 表封筒に、「入札書受信確認通知」を印刷したもの及び中封筒を入れること。
- ③ 郵送にあつては、入札書受付締切予定日を指定（配達日指定郵便）して、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。
- ④ 提出先は、公告文記載の入札執行課とする。

上記の規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3-5-4 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウイルス感染があった場合、長生村は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

長生村は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員が、入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封するものとする。

3-6-2 開札時の立会いについて

電子入札案件については、原則として、入札参加者の立会いは行わない。

ただし、紙入札業者がいる場合において、当該紙入札業者が立会いを希望するときは、その者を立ち合わせて開札を行う。

この場合、開札日前日までに、入札執行課に連絡（「電子入札開札立会申請書」（様式2）を提出）するものとする。

なお、代理人が立ち会う場合は立会委任状（様式3）を立ち会い時に提出するものとする。

3-6-3 落札者決定について

長生村は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

3-6-4 落札候補者の決定について

長生村は、開札により落札候補者が決定した場合、当該候補者の入札参加資格の事後確認を行うため、落札決定を保留するものとする。この場合、入札参加者全員に対し電子入札システムにより保留通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

3-6-5 くじになった場合の取扱い

落札又は落札候補となるべき同価格の入札参加者が二人以上あり、くじにより落札者又は落札候補者の決定を行うこととなった場合、長生村は直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書又は保留通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者については、入札書に記載したくじ番号を入力執行者が入力するものとする。

ただし、入札書にくじ番号の記載がない場合には、電子入札システムから機械的に付番される番号をくじ番号とする。

3-6-6 再度入札について

長生村は再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムにより、再入札通知書を発行するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

再入札書の提出期限は、原則として初回開札日の翌日以降とする。

ただし、長生村が「すべての再入札書の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は、見積依頼通知書に明記してある場合、すべての再入札書の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3-6-7 入札の保留について

長生村は入札を保留する場合、電子入札システムより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-8 開札の延期について

長生村は開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するもの

とする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-9 入札の取止めについて

長生村は入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-10 入札結果公表について

長生村は開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、入札情報サービスにより入札結果を参照できるものとする。

3-7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-7-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

長生村は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 紙入札業者が、電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ 電子入札業者が、ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ④ 電子入札業者が、自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、村長がやむを得ないと認めた場合

3-7-2 紙入札参加業者として参加する場合の取扱いについて

入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式4）を入札執行課へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項②、③及び④の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式4）を入札執行課へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込みした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-7-3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び提出方法は、「紙入札方式参加届出書」（様式4）を長生村に提出した時、通知されるものとする。

3-7-4 紙入札業者の再度入札について

長生村は再度入札になった場合、3-6-5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、入札書受付締切予定日時までに「入札書」（様式5）を入札執行課へ提出するものとする。

また、競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出方法は紙入札と同一とする。
なお、入札書には、くじ番号（任意の3桁の数字）を記入するものとする。

4. 入札情報サービス(P P I)

4-1 案件公表の範囲

4-1-1 システムの利用者について

全ての村民は、入札情報サービスを利用できるものとする。

4-1-2 対象案件の範囲

入札情報サービスへの公表対象案件は、長生村が発注する工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る電子入札、紙入札等の入札情報とするものとする。

4-1-3 入札情報サービスの提供情報について

入札情報サービスを使用して提供する情報については、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトで明示する。

5. 資格申請システム

5-1 申請IDとパスワードの付与

申請IDとパスワードの付与については、別に定めるものとする。

5-2 申請者の責任

5-2-1 申請IDとパスワードの管理

申請者は、資格申請システムの利用の際に申請ID及び本人が登録したパスワードについて自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、長生村は、申請・届出等について、厳重に管理された申請ID及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

5-2-2 申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに長生村に通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに長生村に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称及びEメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに長生村が定める所定の変更手続きを行うものとする。

5-3 申請・届出等の委任

5-3-1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、長生村に対する申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

5-3-2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者もしくは他の第三者が被った損害については、長生村は一切の責任を負わないものとする。

5-4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令等に基づいた取扱いを行い、個人情報の保護を行うこととする。

また、申請者は、入札参加資格電子申請システムにおいて他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

6. システム障害等の取り扱いについて

6-1 発注機関のトラブル

長生村は、電子入札システム用サーバー又はネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入開札事務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、長生村は、状況に応じて長生村ホームページ、電子メール、電話又はFAX等の手段により入札参加者に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

6-2 電子入札業者のトラブル

6-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申請前に I C カードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

I C カードの再発行が間に合った場合又は予備の I C カードが準備できている場合は、再発行後の I C カード又は予備の I C カードにより電子入札システムに参加するものとし、I C カードの再発行が間に合わなかった場合又は予備の I C カードを準備できない時は、速やかに 3-7 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

6-2-2 入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中に I C カードを紛失又は破損した場合、予備の I C カードが準備できている場合は、代替の I C カードにより現在参加途中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備の I C カードを準備できない時は、速やかに 3-7 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

6-2-3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに 3-7 の規定により電子入札業者から紙入札業者への移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

6-2-4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに 3-7 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時、又は、代替機器を準備できない時は、速やかに 3-7 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問がある場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、長生村（またはちば電子調達システムサポートデスク）に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

7. 不正行為等の取り扱いについて

7-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

長生村は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

7-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-3-5又は3-5-4の規定により、長生村が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

8. 免責事項

8-1 長生村電子調達システムの改修、運用の停止等

長生村は、必要があると認めるときは、長生村電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、長生村は一切の責任を負わないものとする。

8-2 長生村電子調達システム運用基準の変更

長生村は、利用者への事前の通知を行うことなく長生村電子調達システム運用基準

(以下「運用基準」という。)を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に長生村電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附 則

この運用基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和8年3月1日から施行し、令和8年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用する。

様式1

提出書類一覧表

年 月 日

長生村長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
(受任者)

印

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1. 件 名 _____

2. 場 所 _____

3. 提出書類名

(1) _____ 全 ページ

(2) _____ 全 ページ

(3) _____ 全 ページ

(4) _____ 全 ページ

4. 提出方法 (□にチェックを入れてください。)

郵 送 持 参

様式2

電子入札開札立会申請書

年 月 日

長生村長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
(受任者)

印

下記案件について、開札の立会いを希望します。

1. 件 名 _____

2. 場 所 _____

3. 開 札 日 時 _____ 年 月 日 () 時 分 (予定)

4. 立会者氏名

様式3

立 会 委 任 状

年 月 日

長生村長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
(受任者)

印

私は都合により次の者を代理人と定め、下記案件の開札立会いに関する一切の権限を委任いたします。

代理人氏名

印

記

1. 件 名 _____

2. 場 所 _____

(注) 年間代理人の方から委任される場合は、委任状の写しも併せて提出してください。

様式4

紙入札方式参加届出書

年 月 日

長生村長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
(受任者)

印

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1. 件 名 _____

2. 場 所 _____

3. 電子入札に参加できない理由 (□にチェックを入れてください。)

ICカードの取得手続き中

新規取得 記載事項変更のため再取得 失効・破損等による再取得

その他 (具体的に記載してください)

様式5

入 札 書
(電子入札案件 紙入札業者用)

年 月 日

長生村長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
(受任者)

印

ご指示の電子入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約事項を承認のうえ請負いたします。

金額		十億			百万			千			

※一枠ごとに算用数字で記入し、頭部に¥をつけること。

くじ番号 (任意の3桁の数字を記入する。＜必須＞)

--	--	--

件 名 _____

場 所 _____